

第1回兵庫県規制改革推進会議次第

日 時 平成30年5月18日（金）
午前10時00分～午前11時30分
場 所 3号館6階 第1委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 規制改革推進会議設置要綱（案）について

(2) 他府県の状況及び本県における検討課題について

(3) 今後の予定について

3 その他

4 閉 会

【配付資料】

資料1	規制改革推進会議設置要綱（案）
資料2	平成30年度規制改革に関する提案募集要項
資料3-1	他県における「地方版規制改革会議」の取組状況
資料3-2	徳島県における規制改革について
資料3-3	静岡県における検討事例
資料4	本県における検討課題例
資料5	本県における規制の見直し例
資料6	今後の予定について（案）
参 考	国における「規制改革推進会議」の状況

第1回兵庫県規制改革推進会議 出席者名簿

1 委員

氏名	所属・役職	出欠	代理者
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授	出席	
三輪 康一	神戸大学名誉教授	出席	
三原 修二	兵庫県経営者協会会長	出席	
辻 芳治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長	出席	
藤本 和弘	兵庫県農業会議会長	代理出席	事務局長 藤本 英樹
中後 和子	学校法人和弘学園理事・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員	出席	

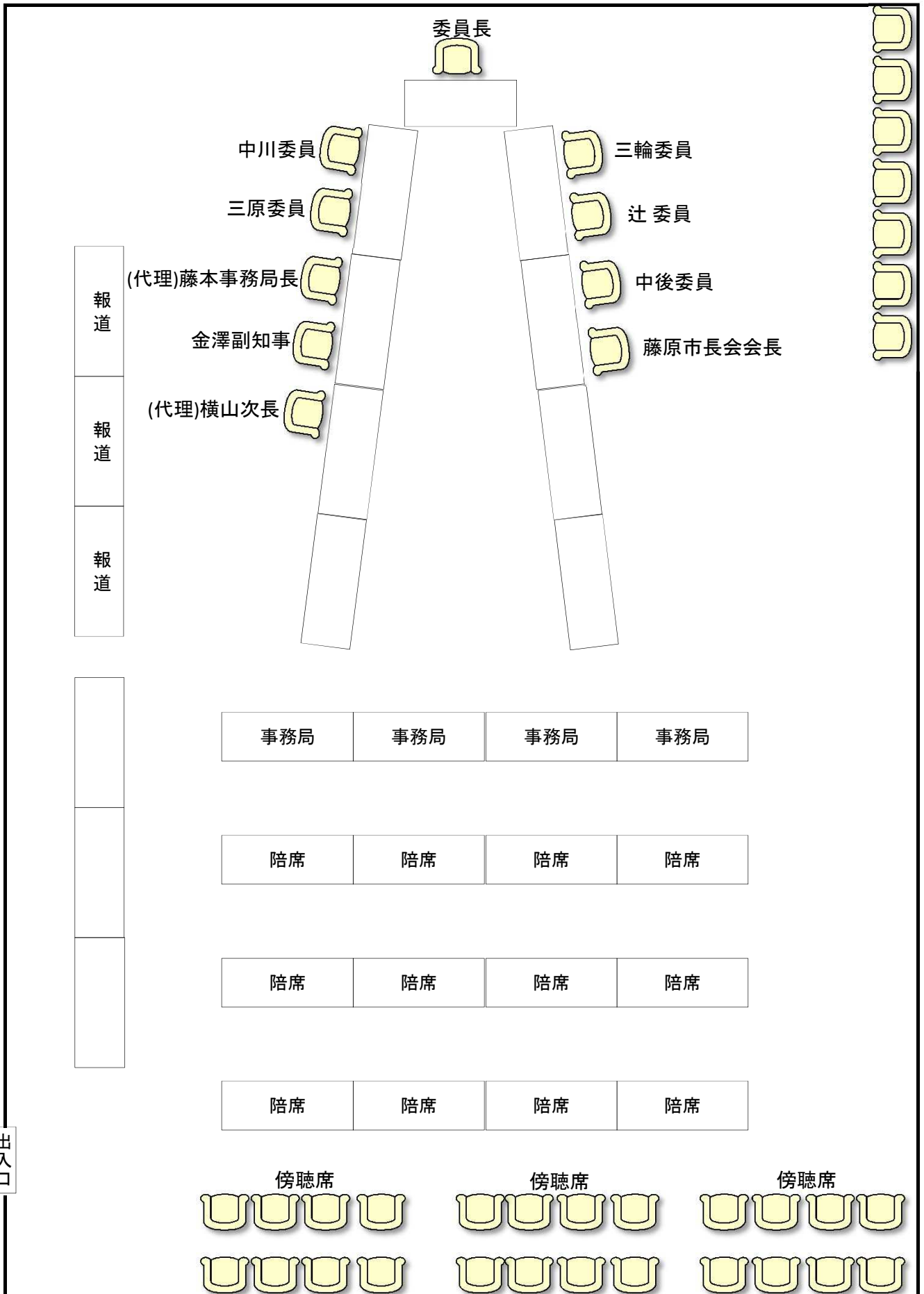
2 オブザーバー

氏名	所属・役職	出欠	代理者
金澤 和夫	兵庫県副知事	出席	
藤原 保幸	兵庫県市長会会長	出席	
庵道 典章	兵庫県町村会会長	代理出席	次長兼総務課長 横山 雅子

第1回兵庫県規制改革推進会議 配席図

■日時 平成30年5月18日(金)10:00~11:30

■場所 3号館6階 第1委員会室



兵庫県規制改革推進会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 県及び市町が条例等で独自に設けている規制が、社会構造や経済情勢の変化に対応できておらず、地域活性化の支障となっている事例を掘り起こし、当該規制のあり方について有識者等による協議・検証を行うため、兵庫県規制改革推進会議を（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 規制のあり方に関すること。
- (2) その他規制改革の推進に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進会議は、委員が必要と認める者をもって、懸案となった事案を検討するためワーキンググループを設置することができる。

（委員長）

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（オブザーバー）

第5条 推進会議に、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、推進会議の求めに応じて会議に出席し、意見を述べるることができる。

（専門委員）

第6条 推進会議に、特別の事項を協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他委員長が必要と認める者を、推進会議に諮った上で、委員長が任命する。

(会議)

第7条 推進会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画県民部長が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(謝金)

第8条 委員、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員、オブザーバー、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

- 2 第7条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務を行うため、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

(事務局)

第10条 推進会議の事務局は、企画県民部政策調整局広域調整課に置く。

- 2 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年5月 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1 (第 3 条関係)

氏名	所属・役職
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
三輪 康一	神戸大学名誉教授
三原 修二	兵庫県経営者協会会長
辻 芳治	日本労働組合総連合会兵庫県連合会会長
藤本 和弘	兵庫県農業会議会長
中後 和子	学校法人和弘学園理事・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員

別表 2 (第 5 条関係)

氏名	所属・役職
金澤 和夫	兵庫県副知事
藤原 保幸	兵庫県市長会会長
庵途 典章	兵庫県町村会会長

平成 30 年度規制改革に関する提案募集要項

1 趣旨

本県及び県内市町が条例等で独自に設けている規制において、社会構造や経済情勢の変化に応じた事業活動の妨げとなっているものを見直し、人口減少下でも活力ある地域づくりを目指す。

このため、見直しが必要と考えられる具体的な規制（支障事例）を幅広く募集し、別に定める「兵庫県規制改革推進会議（以下「推進会議」という。）」において協議・検証した結果見直しが必要とされた場合は、当該規制の所管団体に対して条例改正等の助言を行う。

2 提案主体

- (1) 兵庫県
- (2) 県内市町

- (3) 県内で事業を行っている企業・団体等

※県及び市町の提案には、県民、県関係団体、企業、NPO等からの意見や要望等を反映した提案となるように努めることとする。

3 募集期間

平成 30 年 5 月 8 日(火)～平成 30 年 6 月 1 日(金)

※募集状況を踏まえ募集期間を延長する場合がある。

4 提案対象

兵庫県及び県内市町の条例、規則等に基づく独自規制により、行政や企業等の事業活動の妨げとなっている規制の見直し

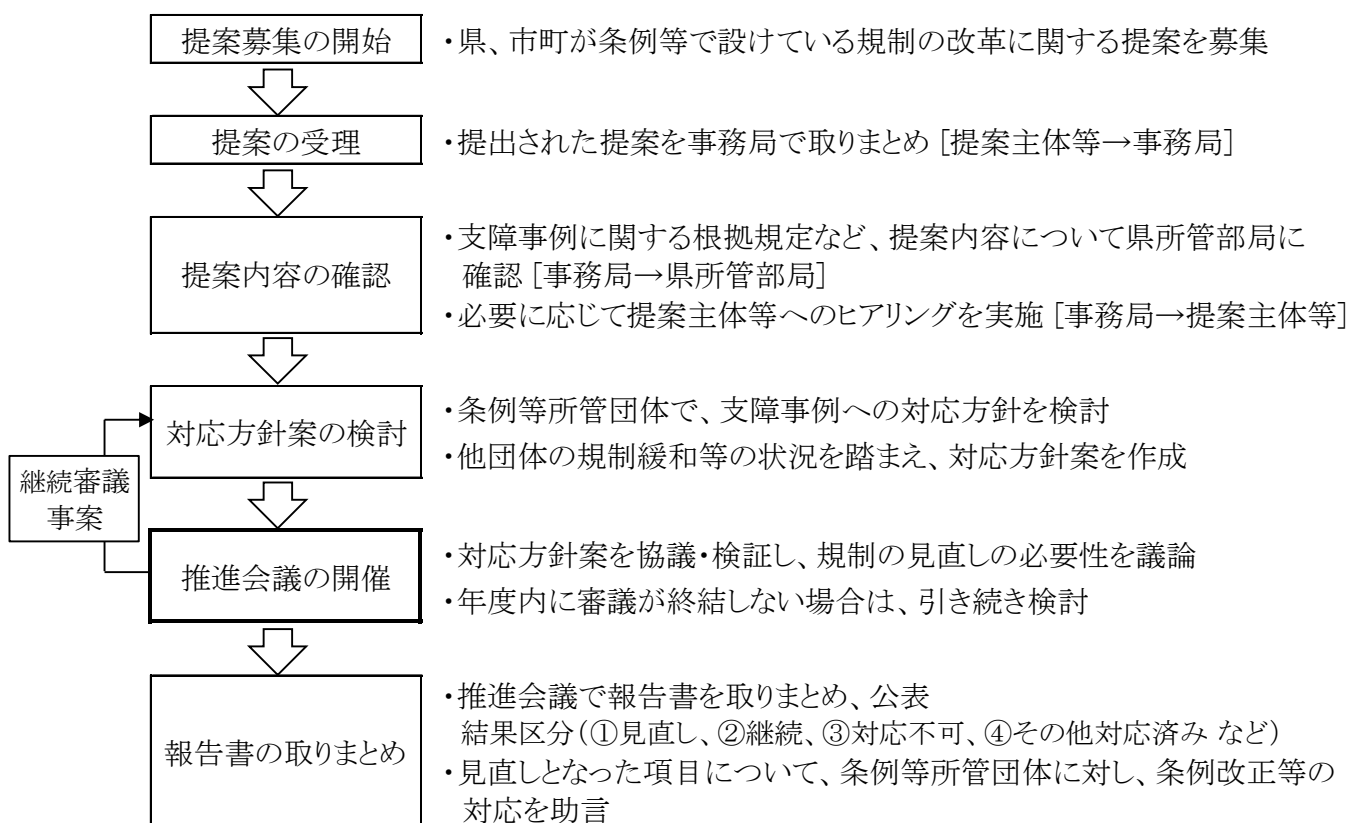
※独自規制とは、法令等に基づく基準に条例等で上乗せ規制（法令と同じ目的で、法令の規制対象について法令より厳しい基準を定めるもの）又は横出し規制（法令の規制対象に隣接する事項について規制するもの）をしているもの。

[提案の対象外としているもの]

- ① 県及び市町の予算や組織に関するもの
例) 事務事業の新設や事業執行予算の増額及び減額
補助金交付要綱の見直し（単なる補助率の引き上げや採択要件の切り下げ等）
地方税制度の見直し（税率の引き下げや税目の廃止等）
組織の創設及び廃止（都道府県の廃止、市町村の合併、課の創設等）
- ② 県及び市町の所管する規制と関係がないもの（個人の思想信条に関するもの、係争中の裁判事件等の個別の紛争事項に関するもの、誹謗中傷 等）

(注)法令等にのみ基づく規制の改革に関する提案は、推進会議ではなく、国が実施している地方分権改革に関する提案募集、特区等に関する提案、規制改革ホットライン等の国が目的別に設置している窓口へ直接申請することを基本とするが、例えば県及び市町の業務に密接に関連する規制等については必要に応じて推進会議で取り扱い、国への申請に係る助言を行う。

5 事務フロー



6 年間スケジュール（予定）

5月～6月	・規制改革に関する提案の募集
5月下旬	・第1回会議開催（要綱の承認、今後の進め方等）
5月～7月	・条例等所管団体及び事務局における対応方針案（規制を設定する必要性など）の検討
7月下旬	・第2回会議開催（対応方針に関する協議）
8月中旬～9月中旬	・推進会議の意見を踏まえた条例等所管団体及び事務局における対応方針案の再検討
11月	・第3回会議開催（第2回会議で再検討となった規制の対応方針に関する協議） ・報告書の取りまとめ、公表

7 提案の提出方法

- ・別紙「回答様式」及び参考資料をメールに添付して提出してください。
- ・電子メールの件名は、「推進会議 支障事例の送付 提出団体名」と記載してください。
- ・回答様式の電子データファイル名は、「提案団体名・提案名」と記載してください。
- ・参考資料については、できるだけ電子データ化してメールに添付頂くとともに、回答様式に記載された内容のうち、どの部分を説明しているかが分かるようにお示し願います。
- ・募集期間の期限に遅れて提出のあったものや匿名によるものは受け付けできません。

<提出先・問い合わせ先>

兵庫県企画県民部政策調整局広域調整課 鈴木
電 話：078-362-3057（内線 2238）
メール：keishi_suzuki@pref.hyogo.lg.jp

他県における「地方版規制改革会議」の取組状況

	徳島県	鳥取県	静岡県	茨城県
名称	徳島県規制改革会議	鳥取県規制改革会議	ふじのくに規制改革会議	茨城県行財政改革推進懇談会規制改革部会
対象	・県の規制改革に関する事項	・県の規制改革に関する事項 ・国への規制改革の要望に関する事項	・県の規制改革に関する事項 ・県内市町の規制改革に関する事項	・県の規制改革に関する事項
提案主体	委員等	県民、県庁内部	県民、県庁内部、市町、県関係団体	県庁内部、県関係団体
会議結果	<p>検討項目 5件(提言)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民泊の推進 ・イベント開催時の飲食提供 ・イベント開催時の道路使用 ・観光・インバウンド推進 ・行政手続きの簡素化 <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法施行令等改正に合せた県旅館業法施行条例の改正提案 ・シームレス民泊の推進 ・イベントにおける取扱品目の拡大提案 	<p>検討項目数 15件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直し 4件 ・継続検討 2件 ・対応不可 4件 ・対応済 5件 <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣捕獲ワナの狩猟免許保持者以外への使用規制の緩和(対応済) ・農家民宿等の自動火災報知器設置に係る面積要件の緩和(対応不可) 	<p>検討項目数 4件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応不可 3件 ・対応済 1件 <p>《その他》24件</p> <ul style="list-style-type: none"> 国への要望 7件 施策提言 7件 予算要望 10件 	<p>検討項目数 2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応不可 2件 <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外から産業廃棄物を搬入・処理する際の事前協議の廃止(対応不可) ・市街化調整区域での販売店舗等の賃貸目的での設置許可(対応不可)
会議結果の報告	知事宛に提言書を提出 ホームページで公表	ホームページで公表	提案主体へ個別に回答	提案主体へ個別に回答
結果を踏まえた対応	県旅館業法施行条例改正(H28.10月) シームレス民泊取扱要項の策定(H29.1.13)			

※事務局が各県へのヒアリング等を基に作成

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

徳島県規制改革会議での検討の結果、徳島県における規制改革に関する措置の方向性について、次のとおり提言する。

徳島県における規制改革の考え方について

徳島県における規制改革を進めるにあたっては、「地域のことは地域で実践する」という考え方に立ち、県民から募集した意見をはじめ地域ニーズに基づいた「消費者目線・現場主義」による規制改革のあり方を検討し、条例等の改正による県レベルでの規制緩和はもとより、必要に応じて、市町村との調整や、国への政策提言、国家戦略特区の提案など、状況に応じた適切な対応を図っていく必要がある。

具体的な規制改革の方向性について

1 民泊について

(1) 県条例の改正について

平成28年4月1日改正の旅業法施行令等において、「客室延床面積」「フロント設置要件」の規制緩和があったところであり、当該法と合致した県条例（徳島県旅業法施行条例）の改正を速やかに行う必要がある。

(2) 政策提言について

新たな「民泊サービス」の方向性を見据えながら、国における民泊に関する規制緩和が速やかに実現するよう、県として政策提言を行う必要がある。

(3) シームレス民泊の推進について

地域の交流人口の増加と、南海トラフ巨大地震等の避難者対策として徳島ならではのシームレス民泊（平時は民泊、発災時には避難所として活用）を推進するため、県として様々な角度から支援を行うとともに、必要な規制緩和事項に関しては、課題を精査した上で、適切な措置を図っていく必要がある。

例えば、

- 農林漁家体験民宿と同様に、「自宅であること」「災害時には避難所として活用する施設であること」等の一定の要件を満たせば、食品衛生法における飲食店営業許可に係る簡易宿所の施設要件緩和を図ること。

(4) 民泊の普及啓発について

民泊を推進するためには、県民の理解を深める必要があることから、徳島県版の民泊マニュアルの作成やセミナーの開催、モニターツアーの実施など、積極的な普及啓発に努める必要がある。

また、シームレス民泊やイベント民泊の推進をはじめ、消費者目線を取り入れた、本県ならではの民泊を推進するための検討会を立ち上げる必要がある。

2 イベント開催時の飲食提供について

イベント開催時の飲食提供など、営業場所が限定される臨時的季節的営業許可については、安全・安心に配慮し、一定の衛生対応が担保される場合は、県産品の販売促進や地域振興につながるよう、県民目線での積極的な検討を行う必要がある。

3 観光・インバウンドについて

旅行業法等の規制については、国の所管法令であるとともに、国家戦略特区提案の重要な規制事項として「観光・インバウンド」分野が位置づけられていることから、民泊推進の視点とともに、必要な事項を国家戦略特区に提案するなどし、積極的な規制緩和を進める必要がある。

例えば、

- 第3種旅行業者及び地域限定旅行業者が行う募集型企画旅行の業務範囲の拡大。
- 観光における二次交通確保の観点からのタクシー営業区域の拡大や地元ホテルによる着地型観光の一環としての自家有償旅客運送の実施 など。

4 イベント開催時の道路使用について

イベント開催時の道路使用に関しては、適切な目的で、地域住民等との合意形成が図られ、地方公共団体が関与する場合には、安全性の確保を前提に、所定の手続きが円滑に進められるよう、今後とも県民目線に立って取り組む必要がある。

5 その他

県においては、更なる規制改革の推進に向けて、「徳島県規制改革会議」の機能強化を図るとともに、今回取りまとめた方向性についての適切なフォローアップを行い、県民からの意見募集の継続をはじめ、県民目線での検討を進める必要がある。

平成28年7月25日

徳島県規制改革会議 座長 床桜 英二

徳島県のシームレス民泊に関する取組（シームレス民泊取扱要綱の策定）

シームレス民泊取扱要綱

○ 取組状況

- 徳島県規制改革会議におけるシームレス民泊制度の提唱（H28.5）
- 阿南市・新野シームレス民泊推進協議会の設置（H28.6）
- 徳島県規制改革会議・第1次提言（シームレス民泊の推進）（H28.7）
- 大学生によるお試し民泊の実施（H28.9）
- シームレス民泊確認要綱の制定（H29.1）
※シームレス民泊の制度化、農林漁家民宿に準じた規制緩和の実現
- 阿南市と新野シームレス民泊推進協議会による災害時受入協定の締結（H29.1）
- 民泊モニターツアーの実施（H29.3）
- シームレス民泊第1号「坊主の宿」開所（H29.4）
※7月10日時点で宿泊者数は200名超
- 第2号、第3号となる開所も、夏から秋頃を目指し、現在申請等の準備作業中
- 地域と自衛隊が連携した防災訓練の実施（H29.11頃実施予定）



災害時受入協定の締結



坊主の宿開所式



民泊モニターツアー
(朝のおつとめの様子)

※出典 第5回徳島県規制改革会議(H29.7.12)資料

○ 簡易宿所(民泊)とシームレス民泊の比較（シームレス民泊取扱要綱別表第2より一部抜粋）

緩和事項	シームレス民泊		簡易宿所（民泊） 平成29年1月時点
	営業者家族と兼用	宿泊者専用	
トイレ	宿泊者と営業者家族を合わせ ・10人未満の場合 大便器1及び小便器1 （又は洋式1） ・10人以上の場合 大便器2及び小便器2 （又は洋式2）	大便器1及び小便器1 （又は洋式1）	・収容定員1～5名の場合 大便器1及び小便器1 （又は洋式1） ・収容定員6～10名の場合 大便器2及び小便器1 （又は洋式2）
洗面設備	宿泊者と営業者家族を合わせ ・10人未満の場合 1台 ・10人以上の場合 2台	1台	5人当たり蛇口1つ

（趣旨）

第1条 この要綱は、シームレス民泊の開業を促進するため、施設の確認等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「シームレス民泊」とは、平時は旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第4項に規定する簡易宿所営業として経営し、災害時は簡易宿所が所在する市町村の要請により災害時要援護者等の受入れを行う施設をいう。

（施設の指定）

第3条 シームレス民泊を開業しようとする者は、その施設について、当該市町村長から「災害時に要援護者等の受入れを行う民泊施設」である旨の指定を受けるものとする。

2 前項の指定については、当該地域のシームレス民泊を推進する協議会等（以下「協議会」という。）が当該市町村と締結する災害時応援協定書等への記載により行う。

（許可の申請）

第4条 前条第1項の指定を受けた者は、当該施設の所在地を所管する総合県民局長又は東部保健福祉局長（以下「総合県民局長等」という。）に旅館業法及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に係る許可申請書を提出する際に、前条第2項の災害時応援協定書等の写し及び「シームレス民泊の開業に係る簡易自己チェックシート」（様式第1号）を添付するものとする。

（施設基準の緩和）

第5条 前条の申請書の提出を受けた総合県民局長等は、当該申請書等の内容を審査し、別表第1の「シームレス民泊の規制緩和基準」に該当すると判断した場合は、別表第2の「シームレス民泊に対する規制緩和措置」を適用することができる。

2 総合県民局長等は、前項の規制緩和措置により許可した施設については、許可証及び許可台帳にその内容を記載する。

（避難所の指定取消し）

第6条 シームレス民泊を営業する者は、当該施設について避難所の指定が取り消された場合は、直ちに、避難所指定取消報告書（様式第2号）を総合県民局長等に提出しなければならない。

（シームレス民泊営業者の遵守事項）

第7条 シームレス民泊を営業する者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

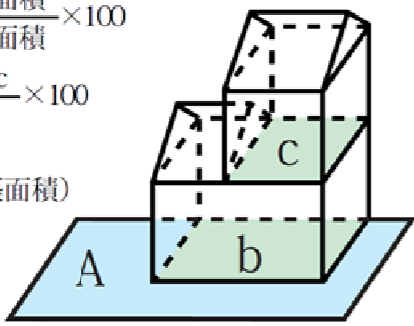

- (1) 衛生管理や防災等に関する事項について、県等が実施する研修を定期的受講すること。
- (2) 施設の適正管理はもとより、宿泊時における事故防止措置、事故発生など緊急時の体制整備など、対応に万全を期すること。
- (3) 関係法令を遵守するとともに、県及び当該市町村の指導に従うこと。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、シームレス民泊の確認に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成29年1月13日から施行する。

規制	自治体	静岡市	部課	都市計画課
規制の名称				
静岡都市計画用途地域と合わせて指定する容積率（商業地域）				
根拠法令等				
都市計画法第8条第1項第1号、第3項 同法第9条第9項 建築基準法第52条第1項第3号				
規制の目的				
用途地域は、土地利用の現況と発展動向及び将来の土地利用を勘案し、地域における住居の環境の保護又は商業、業務等の利便の増進を図ることを目的とする。				
規制内容の概要				
<ol style="list-style-type: none"> 容積率 敷地面積に対する延べ床面積の割合 商業地域における容積率指定の運用 原則として、容積率を400%、500%又は600%に定める。 500%、600%の容積率は、土地の高度利用を図る地域で、必要な公共施設が整備された地域に定める。 特に、600%の容積率は、原則として各街区が幅員2.2m以上の道路に面する地域において定める。 700%以上の容積率については、原則として、大都市の都心又は副都心で商業施設又は業務施設の集積を図る地域等、特に土地の高度利用を図るべき地域で、必要な公共施設が整備された地域において定める。 				
規制の概念図				
<p>【容積率の考え方】</p> $\text{容積率(\%)} = \frac{\text{延床面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$ <p>(下図の場合) $= \frac{b+c}{A} \times 100$</p> <p>A = 敷地面積 b = 1階床面積(建築面積) c = 2階床面積</p>  <p>(国土交通省パンフレットより)</p> <p>※建築基準法では、平成26年までにエレベータ昇降路を容積率算定から除外するなどの緩和規定が、社会情勢の変化に伴い行われている。</p>				
<p>【商業地域の考え方】</p> <div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px; text-align: center; border-radius: 10px; display: inline-block;">商業地域</div>  <p>商業地域は、銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。</p> <p>(国土交通省パンフレットより)</p>				

提案	提案主体	一般社団法人 静岡県都市開発協会
提案事項		
商業地域における最大容積率の増加		
提案の具体的内容		
商業地域における最大容積率600%から800%への増加を提案		
対応	検討状況	現行制度で対応
検討状況の詳細（対応案）		
<p>用途地域に関する都市計画として定める容積率、建ぺい率は、市街地における建築物の密度、高さ、敷地の状況、道路の整備状況、その他の有効なオープンスペースの状況等を勘案し、定めてきた。</p> <p>本市の中心市街地における商業地域の容積率は、市街地の状況に応じて400%、500%、600%を指定している。</p> <p>土地の高度利用や都市機能の更新を図るにあたっては、建築物の敷地等の統合、小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保することや、道路などの交通施設や供給処理施設の整備状況も踏まえ、適正な街区群、または、少なくとも一街区が形成される地区を単位として、土地利用を図ることが必要である。</p> <p>また、本市では、静岡、清水地区における中心市街地の再整備を計画的に推進・誘導し、「にぎわいとるおいのある快適なまち」をつくるため、都市再開発方針を定めている。</p> <p>再整備による都市機能の更新を行う代表的な手法には、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業がある。市街地再開発事業では、高度利用を図るため、都市計画における高度利用地区の指定などにより、壁面後退や広場空間の創出によるオープンスペースの確保、公共施設整備などの公共貢献を行うことで、容積率の割増を行い、優良建築物等整備事業では、一定以上の建築敷地を有し、その敷地内に一定以上の空地を設けることで、容積率の割増を行うなど地区ごとの計画に応じて都市計画で定めた数値を緩和している。</p> <p>よって、商業地域の容積率を一律に引き上げるのではなく、個別計画単位の事業について、必要性や規模、有効な空地の確保による周辺環境への配慮などを総合的に勘案した上で、高度利用地区などの都市計画制度や、建築基準法による特例制度を活用するなどの対応により、必要な規模の建築物を建築が可能であるため、提案による容積率の増加の必要性はないと考える。</p>		

本県における検討課題例

例1 工場敷地内に確保する緑地面積率等に関する基準（工場立地法に基づく条例創設）

（現状）

- ・工場立地法（新法公布日：昭和48年10月。以下「立地法」という。）は、工場立地の段階から周辺的生活環境との調和を保つ基盤を整備し、公害の発生をしにくくする体制を整えさせることにより、早い段階での生活環境の保全を図ることを目的としている。
- ・立地法に基づく「国が定める準則」により、一定規模以上を有する製造業等の工場敷地については、25%以上は環境施設面積として確保し、市又は町へ届出を行う必要がある（このうち、20%以上は緑地面積とする必要がある）。
- ・この環境施設面積の割合は、立地法に基づく「市町村準則」を参酌し、市又は町が条例で規定すれば25%以下（10～35%（緑地面積の割合は5～30%））とすることが可能となっている。
- ・さらに、企業立地促進法に基づく「市町村準則」では、工場立地特例対象区域について、市又は町が条例で規定すればさらに緩和（1～20%（区域により分類））することが可能となっている
- ・しかし、当該条例を規定していない市町においては、国が定める準則が適用されるため、企業が事業拡大や老朽化に伴い生産施設を既存敷地で増築・建替する際に、当該条例を設置済の市町村に比べて厳しい面積基準のもとでの増築・建替えを余儀なくされるという支障がある。

《参考》工場立地法の概要



※出典 経済産業省資料

例2 風致地区に立地するホテル等の高さの規制（都市計画法に基づく条例の見直し）

（現状）

- ・都市計画においては、風致地区内における建物等の基準を定める政令に基づき、10ha以上の風致地区で二市町にまたがるものは県条例、その他の風致地区は各市町の条例（以下「風致条例」という。）において建物の高さを制限している（政令に規定されている高さの基準：8メートル以上15メートル以下の範囲内で条例で定める高さ。本県及び県内市町における第1種風致地区は10メートルで共通）。また、特に認められるものについてのみ特例として基準以上の高さの建物を認めている。
- ・一方、自然公園法に定められる国立公園及び国定公園の特別地域内においても、優れた自然の風景地を保護するため、一般的には建物の高さ規制（13メートル以下）が設定されている。なお、公園事業の一環として宿舎（ホテル）を新築する場合は、建物の高さの規制は適用しないとされている。（自然公園法施行規則第11条関係）。
- ・このため、特別地域と風致地区が重なる地域において、建物を新築する場合には、風致条例の方が厳しい高さ規制が課せられるため、特例適用の判断が必要となり、新たな建物を建設する際の支障となっている。

《参考》

自然公園法に基づく国立公園の特別地域等と都市計画法に基づく風致地区が重なる地域

(平成29年3月31日時点)

都市計画 区域名	都市名	風致地区名	面積 (h a)	国立公園		
				特別保護地区	特別地域	
神 戸	神戸市	六甲山風致地区	6,739.0	○	○	
		芦屋川風致地区	8.0			
		住吉川・赤塚山風致地区	136.0			
		高取山風致地区	189.0			
		須磨風致地区	494.0			
		千刈風致地区	67.4			
		鎌倉峡風致地区	193.5			
		丹生山風致地区	990.0			
		太山寺風致地区	55.9			
	雄岡山・雌岡山風致地区	342.5				
	計	10地区	9,215.3			
阪 神 間	西宮市	夙川風致地区	36.0			
		武庫川風致地区	114.0			
		広田山風致地区	6.0			
		東六甲山風致地区	1,863.0		○	
		愛宕山風致地区	40.0			
		満池谷風致地区	62.0			
		小計	6地区	2,121.0		
	芦屋市	六甲山風致地区	1,054.7	○	○	
		芦屋川風致地区	33.3			
		小計	2地区	1,088.0		
	伊丹市	緑ヶ丘風致地区	43.0			
		昆陽池風致地区	75.0			
		昆陽寺風致地区	4.0			
		小計	3地区	122.0		
		計	11地区	3,331.0		
西 播	赤穂市	赤穂城趾風致地区	22.0			
		御崎風致地区	267.0		○	
		尾崎宮山風致地区	33.5			
		雄鷹台高山風致地区	632.0			
		以良羅山風致地区	5.0			
	船岡園風致地区	17.5				
	計	6地区	977.0			
洲 本	洲本市	潮風致地区	347.0			
		太郎池風致地区	74.0			
		三熊山風致地区	406.0		○	
	先山風致地区	365.0		○		
	計	4地区	1,192.0			
合計(神戸市除く)		21地区	5,500.0			
合計		31地区	14,715.3			

本県における規制の見直し例
(現在、本県条例の見直しを検討中)

○ 軽自動車による食肉販売業の許可（食品衛生法基準条例）

(現状)

- ・食品衛生法に基づき、食品衛生法基準条例（以下「基準条例」という。平成11年12月20日条例第56号）において、営業施設に関して公衆衛生の見地から必要な基準を業種別に規定している。
- ・基準条例別表第2第2の部12食肉販売業の特例として、「(6)普通自動車による食肉販売業（包装した食肉の販売に限る。）についての特例」及び「(7)普通自動車及び小型自動車による食肉販売業（冷凍し、かつ、包装した食肉の販売に限る。）についての特例」が規定されているが、営業は普通自動車又は小型自動車に限られ、軽自動車による食肉販売はできないこととなっている。
- ・このため、買物弱者対策など、軽自動車のみが走行可能な幅が狭い道路に面した住宅付近では、食肉の販売が困難となっている。

(見直しの方向)

- ・車両や冷蔵庫等の性能向上に鑑み、営業に用いる自動車の車両種別にかかわらず、衛生管理上必要な施設設備を備えることが可能か、また、その設備が営業施設の基準として妥当な内容かどうか検討する。

《参考》自動車による食肉販売業に係る施設基準（現行）

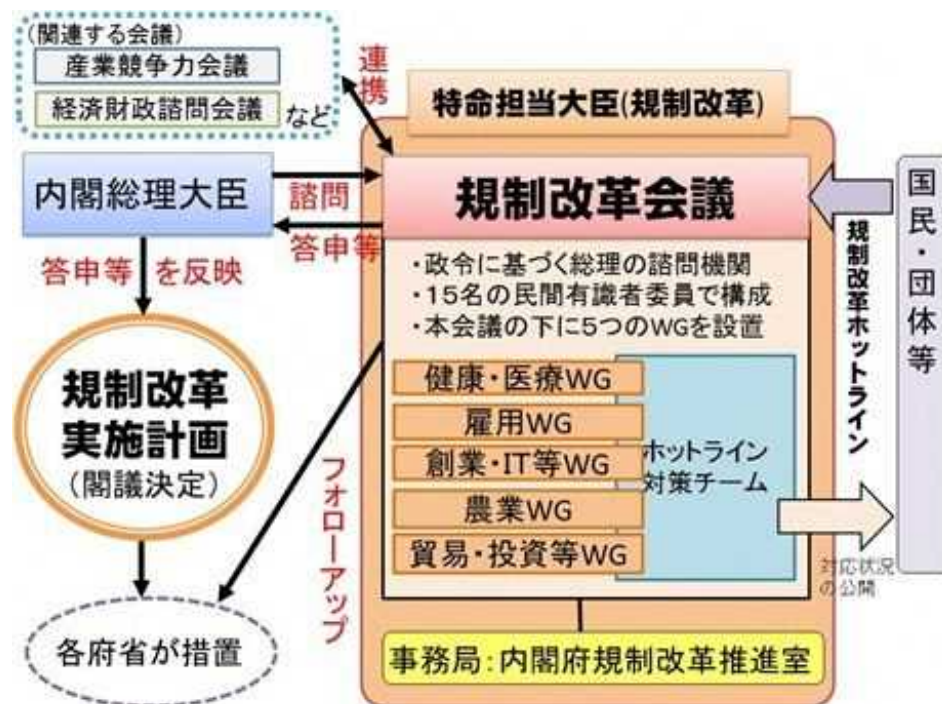
自動車の種別	普通自動車	小型自動車	軽自動車
施設基準	包装食肉（冷蔵及び冷凍） <ul style="list-style-type: none"> ・内部で立ち作業ができる構造 ・ほこりを防ぎ、清掃しやすい構造 ・50ルクス以上の明るさになる構造 ・手指の消毒設備がある ・冷蔵設備は専用とし、自家発電装置等により10℃以下に冷却できる構造であり、温度計を備える ・食品の取出口は車内にある ・飲用に適する水を供給する使用水量に応じた容量の蓋付きの給水槽があり、必要に応じて給水栓を備えている ・適当な大きさの排水槽がある ※冷凍のみの場合は小型自動車と同等	包装食肉（冷凍のみ） <ul style="list-style-type: none"> ・ほこりを防ぎ、清掃しやすい構造 ・手指の消毒設備がある ・冷蔵設備は専用とし、自家発電装置等により-15℃以下に冷却できる構造であり、温度計を備える ・飲用に適する水を供給する使用水量に応じた容量の蓋付きの給水槽があり、必要に応じて給水栓を備えている ・適当な大きさの排水槽がある 	不可

今後の予定について（案）

	5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月								
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬						
規制改革推進会議		●第1回(5/18)							●第2回												●第3回									
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> [議題] ①設置要項の承認 ②他府県の状況と本県の検討課題 ③今後の予定 </div>							<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> [議題] 提案された規制の対応方針に関する協議 </div>													<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> [議題] ①第2回会議で再検討となった規制の対応方針に関する協議 </div>								
規制改革提案の募集 ①兵庫県 ②県内市町 ③県内で事業を行っている企業・団体等	←→ 提案募集																													
対応方針案の検討 (条例等所管団体及び事務局)			←→ 規制の必要性等の検討							←→ 規制の必要性等の再検討																				
報告書の取りまとめ・公表																					←→ 取りまとめ									
																								★公表						

国における「規制改革推進会議」の状況

1 規制改革会議の概略



2 提案主体

広く国民や企業等からの提案を受け付ける「規制改革ホットライン」を設置

3 ワーキング・グループ等の状況（平成 29 年 9 月～）

- ・行政手続部会（～平成 30 年 3 月まで 7 回開催）
- ・農林ワーキング・グループ（～平成 30 年 5 月まで 17 回開催）
- ・水産ワーキング・グループ（～平成 30 年 4 月まで 14 回開催）
- ・医療・介護ワーキング・グループ（～平成 30 年 5 月まで 17 回開催）
- ・保育・雇用ワーキング・グループ（～平成 30 年 4 月まで 11 回開催）
- ・投資等ワーキング・グループ（～平成 30 年 5 月まで 32 回開催）

4 会議の開催状況

平成 28 年 9 月 12 日 第 1 回会議

（以後継続的に開催）

平成 29 年 5 月 23 日 第 18 回会議 → 第 1 次答申

平成 29 年 11 月 29 日 第 23 回会議 → 第 2 次答申（待機児童解消、電波制度改革、森林・林業改革について）

平成 30 年 5 月 11 日 第 31 回会議

○ 規制改革推進会議の答申

(1) 平成 29 年 5 月 23 日 規制改革推進に関する第 1 次答申～明日への扉を開く～

【主な改革のポイント】 規制改革推進に関する第 1 次答申 ～明日への扉を開く～

行政手続コストの削減

3つの簡素化原則

- ① 行政手続の電子化の徹底
- ② 同じ情報は一度だけ
- ③ 書式・様式の統一

※地方の行政手続も同様の簡素化を進める

- ・2017年6月末までに各省庁が基本計画を策定
- ・行政手続部会としてフォローアップを実施

重点分野について行政手続コストを原則20%削減

農業分野

生乳の生産・流通に関する制度の見直し【措置済み】

- ・50年以上続いた加工原料乳生産者補給金暫定措置法を廃止
- ・加工原料乳のすべての生産者に補給金を交付

生産者が出荷先を自由に選択可能な経営環境

補給金※（農林水産省）

※出荷先によらず、すべての加工原料乳生産者に補給金を交付

林業及び水産業の成長産業化を促す規制改革

- ・農業同様、潜在力がある一次産業
- ・成長産業化と資源管理の両面から来期に向けて規制改革を本格検討

人材分野

ジョブ型正社員の雇用ルール確立

【平成29年度検討開始】

多様な働き方がより安心して選択可能に

ジョブ型正社員とは

- ・職務
- ・勤務地
- ・労働時間

のいずれか（又は複数）が限定される正社員

法定休暇付与の早期化

【関連指針改正：平成29年度検討・結論】

- ・勤務開始日から一定日数の年次有給休暇が付与される仕組みなどの実現に向けた検討

休暇利用に関する多様なニーズの充足

医療・介護・保育分野

介護保険内・外サービスの柔軟な組合せを可能とする全国的なルールの明確化

【平成29年度検討・結論、平成30年度上期措置】

ニーズに合った介護サービスプランが立てやすく

柔軟な組合せの例

保険内サービス例		保険外サービス例
要介護者の生活援助・身体介助	×	リハビリ・見守り（徘徊対策）
通所介護送迎	×	買い物・外来診療の付添い・夕食（弁当等）提供
通所サービス	×	補聴器の聴力検査・歯科検診・認知症カフェの開催

投資等分野

IT時代の遠隔教育

【平成29年度検討開始、平成30年度上期結論・措置】

教育の質向上、地域を超えた均等な機会、教員の負担軽減

- ・本格的推進の施策とりまとめ
- ・専門外の教員による授業（免許外教科担任）の問題解消
- ・著作権の問題（遠隔授業では許諾必要）の解決

公用周波数の民間開放

【平成29年度検討・結論】

Society5.0、オリパラに向けた電波ニーズへの対応

- ・情報開示の拡大、利用状況の調査方法の改善、目標の設定

その他重要課題（インバウンド支援等）

旅館業に関する規制の見直し

【改正法案成立後に検討・結論、施行に合せて措置】

- ・構造設備の基準の規制全般についてゼロベースでの見直し
 - 最低客室数の撤廃
 - ICTを活用したフロント規制の見直し 等

移動・輸送サービスの活性化のための環境整備

- ・ICTを活用したタクシー改革【平成30年度までに措置】等
 - ソフトウェアによるタクシーメーターの導入
 - 配車アプリ等を活用した事前確定運賃の実現

利用者ニーズへの柔軟な対応・インバウンド支援

労働基準監督業務の民間活用

【平成30年度開始】

- ・36協定未届事業場の点検・指導の民間への業務委託

労基法の執行強化による働き方改革の推進

出典 内閣府資料

(2) 平成 29 年 11 月 29 日 規制改革推進に関する第 2 次答申

- ・ 地方自治体の待機児童解消に向けた取組を促す改革
- ・ 電波利用ニーズの高度化・拡大に対応する割当手法や電波利用料等の見直し など